

入札監理小委員会
第362回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第362回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年5月26日（火）17:25～20:00

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 事業評価（案）の審議

- 中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運營業務（総務省）
- 東京港湾合同庁舎等（税関）の管理・運營業務（財務省）
- 国立新美術館の管理・運營業務（（独）国立美術館）
- 法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（東京）（法務省）
- 法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（千葉）（法務省）
- 法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（さいたま）（法務省）
- 経済産業研究所データベース業務（（独）経済産業研究所）

2. その他

〈出席者〉

（委 員）

稲生主査、石村専門委員、石田専門委員、小松専門委員

（総務省）

大臣官房会計課 山岡企画官

統計局総務課 中村課長補佐

警察庁長官官房会計課 元吉課長補佐

（財務省）

東京税関総務部会計課 佐々木課長、近藤課長補佐、笠原主任

東京税関総務部会計課営繕係 釜塚係長

東京税関総務部会計課庁務係 高橋係長

((独) 国立美術館)

国立新美術館総務課 和田課長、東谷係長

(法務省)

大臣官房会計課 池口課長補佐

大臣官房会計課法務予算第二係 廣原係長

((独) 経済産業研究所)

研究グループ 大野研究調整副ディレクター、金子計量分析・データ専門職

(事務局)

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第362回入札監理小委員会を開催します。

本日は、

- ①「中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運營業務」
- ②「東京港湾合同庁舎等（税関）の管理・運營業務」
- ③「国立新美術館の管理・運營業務」
- ④「法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（東京）」
- ⑤「法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（千葉）」
- ⑥「法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（さいたま）」
- ⑦「経済産業研究所データベース業務」

の実施状況及び事業評価（案）についての審議を行います。

最初に、「中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、総務省大臣官房会計課山岡企画官より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でよろしくお願ひいたします。

○山岡企画官 総務省大臣官房会計課の山岡でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

お手元にごございます資料1に沿って説明させていただきたいと思ひます。

中央合同庁舎第2号館ということで、総務省と国土交通省の一部と警察庁が入居している庁舎ですが、第2号館と総務省第二庁舎施設の管理・運營業務の実施状況について御報告をさせていただきます。

総務省第二庁舎は新宿区若松町に所在しておりまして、総務省の統計局並びに独立行政法人統計センターが入居しておる庁舎でございます。そこと併せて管理・運營業務の契約を行っているという内容でございます。

業務委託期間としては、平成23年4月から今年度（平成28年）3月31日までの5年間でございます。

受託事業者は、アズビル株式会社を代表者としての共同事業体に委託をしておるところでございます。

受託事業者の決定に至りましては、ここに記載させていただいておりますように、まず3者から企画書の提出がございまして、仕様書に定めた要件を満たしている2者による入札の結果、最終的に予定価格の範囲内の金額で入札を行ったアズビル株式会社に落札をしたということでございます。

1ページおめぐりいただきまして、実施内容に関する状況及び評価でございます。

まず、包括的な質の部分ですが、(1)にごございます確実性、(2)にごございます安全性、ともに何ら今のところ問題なくきている状況ということで御理解をいただければと思ひます。右ページ、(3)の環境への配慮ですが、これもどちらの庁舎においても、各年度ともここに

具体の数字も書かせていただいておりますように、温室効果ガスの平成13年度総排出量の8%以上の削減という目標を達成している状況でございます。

続きまして、「各業務において確保すべき水準」でございます。

(1)の「電気・通信設備等管理業務」、次のページにいきまして、空調関係、(3)でエレベーター、(4)で防犯関係、(5)の消防設備、その次に庁舎清掃、害虫防除、次をおめぐりいただきまして、一般廃棄物及び産廃処理、植栽保護、それから、右ページの(10)の警備業務でございます。1ページおめぐりいただきまして8ページに統轄管理業務という管理を統轄する業務がございますが、このいずれにおいても、仕様において定められた水準以上に設備の適正な運転管理、清掃、警備等の業務が行われているということで認識をしているところでございます。

続きまして、3.「民間事業者からの改善提案に関する実施状況」でございます。毎年、各業務において、多くの改善提案をいただいております。これは各事業者からもいただいておりますし、また、職員サイドからもいただいているところではあります。ここに(1)から(8)まで挙げさせていただいているのはあくまで1例ですが、多くの改善提案をいただいております。その中においても、実施できるものから順次実施をしてきておりまして、大幅なコスト削減、効率化につながっているというぐあいに認識をしているところでございます。改善提案関係は以上でございます。

それを受けましての、9ページの「評価」ですが、まさに平成23年4月ということで、東日本大震災があった翌月からの実施ということで、今4年余りを経過している状況でございます。全般的には、円滑に業務遂行が行われているというぐあいに評価をしているところでございます。特に共同企業体ということで、業務全体を管理・運営していただく中で、年を重ねていくごとに業務相互間での協力体制なども構築されてきますし、問題解決なんかも迅速に対応できてきたということで、市場化テストを導入させていただいた効果はあったのではないかとこのぐあいに認識しているところでございます。

また、先ほど来説明させていただいたことの繰り返しになりますが、包括的な質の部分においては、各年度、各庁舎において継続して包括的な質が確保されているというぐあいに評価をしております。

続きまして、確保すべき水準においても、仕様の水準以上に設備の適正な運転管理や清掃業務等が実施されていると評価をしております。

また、改善提案に関しても、先ほど申し上げましたような提案があり、そうしたことが結果として大幅なコスト削減、効率化に結びついているというぐあいに認識しているところでございます。

Ⅲは実施に要した経費でございます。

(1)の「従来経費」で、市場化テストを導入する前の平成20年度から平成22年度の直近3年間の実績を平均させていただいております。アンダーラインしておりますように、3年間の実績額を平均しますと、これは2号館と第二庁舎の両方ですが、1年当たり10億

3,200万円強の金額がかかっていたところでございます。これは業務ごと、庁舎ごとに単年度契約をそれぞれしていたということでございます。

(2)が今回の経費でございます。今回は、国庫債務負担行為を組んで5年間の契約をしているところですが、5年間で38億7,800万強ということで、アンダーラインさせていただいておりますが、1年間に割り戻しますと、7億7,500万強という数字が出ております。

これらを比較しますと、右ページに書かせてもらっていますように、1年当たりで2億5,700万強の減額、約25%の削減率になっております。これを5年間にならしますと、13億弱の経費節減が行われているということでございます。

こうしたことから民間競争入札導入前の従前の事業と比べ、大幅なコスト削減効果、効率的な業務実施が得られたというぐあいに評価をしているところでございます。

また、毎年度、外部有識者の方、地方公共団体の監査委員をされている方と民間企業の監査役をされている方、このお二人の方に評価委員としてお願いをして、あと、内部委員として、総務省の会計課長が入った、その3名での評価委員会を毎年開催しまして、実施状況の評価をいただいているところでございます。

そうしたことを踏まえて、11ページ一番下の「評価のまとめ」で書かせていただいておりますが、共同企業体として業務全体を管理・運営することで、業務相互の連携・協力体制が充実し、問題解決にも迅速な対応が可能となったところでございます。まさに、各業務それぞれの改善提案は、短期的・中期的な提案が様々なされているところではあるのですが、5年間という契約期間があったこともあり、ある程度中期的なものについても実行がなされ、その成果も実感できてきているというような好循環も見られているということでございます。1枚おめくりいただきまして、大幅なコスト削減も達成しているところでございます。

最後に「今後の事業」として、僭越ではございますが、(2)のとおり、我々としては、本事業については市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果を得られているというぐあいに感じているところでございます。今後の事業に当たっては、市場化テストを終了し、当省の責任において行うということで考えているところではございますが、仮にそういうことであったとしても、次に、(3)に書かせていただいておりますように、評価委員会等第三者チェック機能は維持しつつ、引き続き、公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしていくことは当然の責務と考えているところでございます。

私からの説明は以上ですが、御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、内閣府より説明をお願いいたします。

説明は5分程度でよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、内閣府の評価(案)について、御説明させていただきます。恐れ入

りますが、資料Aをごらんください。

資料Aの3ページからですが、(1)の「対象公共サービスの質の確保について」ということで、設定されているアの「確実性の確保」、イの「安全の確保」、ウの「環境への配慮」については、全ての項目をクリアしており、良好な事業が実施されていると評価しております。

次に、4ページをお開きください。②「各業務において確保すべき水準」で、ここには7つの業務に分類して書いております。いずれの業務についても、確実に業務をしており、良好な実施状況でございます。

次に5ページの3「実施経費についての評価」でございます。今回、事業の契約額としては、単年当たりとして775,752,000円、民間競争入札前の従来の実施に要した経費として、単年当たりとしては1,032,886,000円と比べた場合に、年間で約2億5,000万、率にして25%の経費が削減されております。

次に、4の「評価のまとめ」でございます。

本事業については、確保されるべき公共サービスの質の目標は全て達成されたことは評価しております。

さらに、民間事業者の提案による業務の効率化や経費の削減における取組と創意工夫の発揮が事業の質の向上に貢献したものと評価しております。

さらに、経費についても、単年当たり約2億5,000万円の経費が削減されていることから、効率的に事業が実施されたものと評価しております。

最後に、5の「今後の方針」ですが、本事業については、市場化テスト1期目の事業であります。①から⑤に記載してあるとおり、いずれについても終了プロセスの基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適切と考えております。

内閣府の評価(案)は以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど内閣府からも説明がありましたけれども、基本にお話しいただいたように、特に問題も起こっておらず、競争性の確保もされておりますし、サービスの質についても目標を達成していること。それから、経費も、今回に関しては25%でなかなかすばらしい結果になっているということだと思ひまして。そういう意味では、全体を見れば終了プロセスということで適切だろうと感じている次第です。

よろしいでしょうか。

それでは、「中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運營業務」の事業の評価(案)等に関する審議は、これまでとさせていただきます。と思います。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

今後は、価格設定がなかなか難しいのではないかなど、人件費が上がっていますのでね。ぜひ適切に上手にやっていただければと思いますので、引き続き、何かありましたら、よろしくようお願いいたします。

○山岡企画官 なかなか厳しいかもしれないですが、努力したいと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

○稲生主査 本日は、どうもありがとうございました。

○山岡企画官 どうもありがとうございました。

(総務省退室・東京税関入室)

○稲生主査 続きまして、「東京港湾合同庁舎等（税関）の管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、東京税関総務部会計課佐々木課長より御説明をお願いしたいと思います。

説明は10分程度でお願いいたします。

○佐々木課長 東京税関会計課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料2で「東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務の実施状況について」を説明させていただきます。

1ページで、「事業の概要」ですけれども、東京港湾合同庁舎等とございますので、いわゆる港湾の合同庁舎のほかに、我々のほうで芝浦出張所あるいは青海コンテナ検査センター、城南島コンテナ検査センターがございまして、場所と言いますと4か所になります。これに関して、平成23年4月から市場化テストを5年計画でやっておりまして、今年が5年目になります。

内容は、こちらに1.に<内訳>が書いてありますので、このような業務を一括で委託してございます。

結果的に、受託事業者ということで、代表企業がアズビル株式会社。これは企業体でございまして、構成企業として、テイケイ株式会社、日本空港テクノ株式会社で契約してございます。いずれも総合評価方式で入札を行いまして、評価が良かったもの、予定価格の範囲内のものということで、契約をさせていただきました。

これが事業の概要でございます。

続きまして、対象公共サービスの実施内容ですね。どのようなことをやったかということで3点ございます。その3点について、追って説明をさせていただきます。

まず2ページ目になりますけれども、管理・運營業務の質はどうであったか。これについて、施設を快適に利用できたかということですが、我々はアンケートをとって、最終的に70%以上の満足度が得られればという目標を立てました。結果を見ますと、この表にな

っておりますが、「満足」と「ほぼ満足」を足していただくと合計が出るのですけれども、結果的に言いますと、70%には至らなかったというところでございます。26年度で言えば63%でございます。

その分析は、なぜそうなったかということですが、23年当時は、東日本大震災があって非常に節電等を国を挙げてやっていたということがありまして、我々もそれに基づいた節電をしましたので、なかなか「満足」という結果は得られなかったのかなと。これが1つ大きな点があるかと思っております。

これをよく見ていただきますと、例えば「満足」と「ほぼ満足」ですと70%は達していないのですけれども、「普通」という平均レベルというものを入れると80%以上、26年度ですと93%まで来ておりますので、数字は達成できなかったのですけれども、公共サービスについての満足は概ね得られたのかなと。概ねという形になるかと思っておりますが、そのように判断してございます。

同じページで、(2)「品質の確保」。これは管理・運営の不備だということで、停電とかといったことはなかったかということですが、ありませんでした。

「安全性の確保」で、同じように、けが人とかそういったものはありませんかということですが、結果的には0でございました。

これが「管理・運營業務の質」でございます。

引き続きまして、各業務において我々が予定していた水準が確保できたかということですが、3ページ目の2. に書いてございます。これが3ページ目から7ページ目までちょっと細かく書いてありますけれども、結果的に言いますと、我々が仕様書でつくっていたものについては、全て達成できていると評価してございます。これが2番目でございます。

3番目ですけれども、そういう業者に対して、創意工夫、こういったものをしましたかというのが7ページ目からになります。7ページ目から10ページ目までいろいろ書いてございます。業者からの提案内容もいろいろございまして、例えば、漏水をわかるような機器を使ったとか、あるいは、そういった機器を使って清掃のチェックをしたとか、そういった改善をしてございますけれども、特に9ページ目を見ていただきたいのですけれども、ここに点検でいろいろな提案があって、それをやったところ、例えば、真ん中に(H23年度)ゼロエネルギーバンド云々と書いてありますけれども、こういったものを1個やることによってCO2が175.4t、あるいは、金額で8,150,000円節約になっています。ただ、これは計算上というところもありますけれども、こういったものをいろいろ提案に基づいて工夫をした結果、単純に計算しますと、CO2だと約307t、削減が10,000,000円ぐらいとなっております。そういうことで創意工夫もされていたのかなと思っております。

10ページ目の4. の「評価」ですけれども、以上の3点については、一番最初のところのアンケート結果が70%届かなかったという点はございますけれども、目標については概ねよく達成されていたのではないかとちょっと思っております。

11ページ目に実施経費に係る状況があります。今回は、以前51の契約でございます。官

署は上から4つ、これを全部、保守とか別々にやっていたので、51の契約が1契約になってございます。22年度を見ていただきますと、総額が1億7,000万になっておりますけれども、それ以後、5年でやっておりますので、それを1年ずつに分けますと1億6,300万ぐらい。そうしますと、一緒にしたということだけで、年間約1,500万ぐらいの経費の節減になったということでございます。

12ページ目に入りまして、東京税関で設置した評価委員会も別でございます。私どもの実施結果について話をしたところ、全体的に良好であるという回答を得ることができました。

最後、「総合評価」についてですけれども、今言ったように、51件の契約を1件にできたということと年間1,500万節約できたというのがございます。

アンケート結果が70%ではなく63%だったというのはあるのですけれども、これは我々もちょっと残念だったと思っております。しかし、「普通」と答えた人も加えると、26年度は93%です。ですから、目標数値には届かなかったのですけれども、公共サービスとしての質という意味では十分確保はできていたのかなと考えております。ほかの確保すべき水準とか、創意工夫も今説明したとおり達成されてございますので、以上から、今後は、東京税関独自で、自らの責任で進めていくことも可能かなというように考えてございます。

私どもからの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について内閣府より説明をお願いします。

説明は5分程度でよろしくお願いいたします。

○事務局 内閣府の評価（案）でございます。恐れ入りますが、資料Bをごらんください。

資料Bの2ページ目でございます。真ん中ほどから、（1）「対象公共サービスの質の確保について」でございます。アの「快適性の確保」。この項目についてはアンケートを実施し、各年度の満足度調査において、「満足」及び「やや満足」を達成することはできませんでした。これは東日本大震災により大掛かりな節電対策をとった影響によるものと考えております。

3ページ以降のイ「品質の確保」、ウ「安全性の確保」、それから、②の「各業務において確保すべき水準」については、いずれの項目についても業務が良好に実施されていると評価しております。

次に、4ページ、3の「実施経費についての評価」をごらんください。

実施経費については、単年当たり162,896,000円、民間競争入札前の従来の実施に要した経費として177,887,000円、それと比べた場合、年間で約1,500万円、率にして約8%の経費が削減されております。

次に、5ページ、「評価のまとめ」でございます。

本事業において確保されるべき公共サービスの質として設定されたもののうち、快適性の確保については、アンケートの満足度調査において全ての年度において目標値を達成で

きなかったものの、その他のサービスの質については全て達成しております。

満足度調査については、震災による大掛かりな節電対策の影響はあるものの、目標値を達成していないことから、アンケートの内容や目標値の見直しをする必要があるものと考えております。

一方で、民間事業者の提案による業務の品質向上や省エネルギーの取組による経費削減に貢献したことは評価できる、としております。

さらに、経費についても、単年当たり約1,500万円の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価しております。

最後に、5の「今後の方針」でございます。

本事業については、業務の適正かつ確実な実施に向け、上記4で指摘した内容について検討を加えた上で、引き続き、民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

内閣府の評価は以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

○小松専門委員 アンケートの実施の仕方ですけれども、資料1の2ページに、「本アンケートは、全職員の5%に当たる職員に対し実施し、」と書いてあるのですけれども、この5%という人の選び方はどのようにされているのですか。

○佐々木課長 数字が多ければ正確だというのはあるかと思えますけれども、大体諸所にある階数ごととか、あるいは、例えば総括的なメンバーがいる場所だとか、こういったものをこうやっていったら5%ぐらいである程度皆さんの意見が集約できる部門といいますか、そういったものは確保できるかなということでございます。結果的にその数字になったということでございます。

○小松専門委員 具体的にアンケート用紙を配られるときの配り方をどうされたかということをお伺いしたかったのです。

○佐々木課長 配り方については、ほかの官署については、そういった趣旨を説明して、それに該当するようなところに配っていただけますかということが1つと、合同庁舎については、他官庁さんもありますので、今言った趣旨で説明しまして、配付をこういったところでお願いたしますというような言い方で、総括的なところを経由してお渡ししたということでございます。

○小松専門委員 そうすると、ある程度相手に委ねて選んでいただいたと、そういう形ですか。

○佐々木課長 そうです。

○小松専門委員 わかりました。

アンケートの設計の仕方ですけれども、「普通」を入れておられるのですね。これの扱いが多分問題になっていると思うのですが、「普通」と入れてしまうと、ここに丸をつける人が増えるのは、これは経験的には明らかなので、これをやってしまうと、70%「満足」「ほぼ満足」というのは、逆に難しくなってしまったのではないかなという気がするのですね。ですから、「普通」を入れて、70を超えているからいいというおっしゃる論理もわからないではないのですけれども、最初の設定と違っているので、途中でルール変更をされるのは、これはちょっといかがなものかなというところもあって、できればアンケートの設計をやり直されて見たほうがいいのかという気はしますね。それぞれアンケートを実施される主体によって、どういうふうを選択肢を設けるかとか、それから、結果の評価の仕方もそれぞれ違うので、私は、「普通」を入れて、90%評価されていることは間違いではないと思うのですけれども、最初のルールと違うというところはちょっと引っかかっているところではあります。

○石田専門委員 こちらの場所はどういったところなのか、ちょっと事実関係を教えてください。コンテナの検査というのはどんな感じの場所なのでしょう。

○佐々木課長 いわゆる港の埠頭の中にございまして、大きな建物に、今、海上から来る貨物はコンテナがそこら辺を走っていますけれども、ああいうコンテナが入って来ますので、あれを丸ごとその施設の中に入れて込んでエクス線かけるのです。そうしますと、その貨物の中に、本来税関に申告したものと違ったものが入っていると、本来ここにはない影が映っている、ここに不正な薬物が入っていると、そういったものを見るシステムでございまして。それが青海と城南島の2か所にございまして、イメージ的には結構大きな建物でございまして。経費としては、そういったものの維持管理経費。あるいは、それを検査する人間がおりますので、その事務所もございまして、そういった経費が入ってございまして。

○石田専門委員 そうすると、イメージとしては、倉庫みたいに物すごく大きながらんとしたところにコンテナが移動しながらエクス線を通っていくと。そのエクス線は空港の検査場のをもっと大きくした感じと考えられるのですか。結局、荷物が通っていくのを見ているということですね。

○佐々木課長 そうです。エクス線の機械を通して、見る。広い検査場があって、もし何かがあれば、それを開けて中を実際に見ないといけませんから、そういう検査場も一緒にセットになってございまして。

○石田専門委員 そうすると、施設の管理・運営はいわゆる密閉されたところではなく、いつも使っているときは扉が大きく開いている場所。そうすると、清掃も、事務所は掃除するけれども、平場の体育館以上に大きいところはそんなに清掃はしないという感覚でいいのですか。

○佐々木課長 はい。それに、頻度は多くはございません。

○石田専門委員 アンケートに戻りますが、施設利用者アンケートというのは、そのコンテナを持って来る方にはしないのですか。あくまでも、こちらで働いている職員の方へのアンケートという理解でよろしいでしょうか。

○佐々木課長 はい。

当初、実施要項でそのように定めてございまして。その趣旨は、暑い、寒いというのは、外から来れば温度の違いに敏感にすぐわかると思いますけれども、うちの職員はその中にずっといますから、より厳しい判断が多分されるでしょうと。であれば、うちの職員からのアンケートでいいのではないかというふうにしてつくったと聞いてございます。

○石田専門委員 そうすると、話がまた元に戻るのですけれども、実施要項で、5%の人にアンケートを配ることが決められていたのですか。

○佐々木課長 要項でそこまでは決まってないですね。ただ、職員にアンケートをとることだけでございます。

○石田専門委員 普通、アンケートをとる場合、全数配布して、回収率がどのぐらいになるかという形だと思うのですが、今までのお話だと、千人超える職員の方に5%で58だと、普通は数が少ないと誤差が大きくなる。有意な差は認められないのではないかという気はしますね。

それから、アンケートは5段階評価なので、5段階で上2つにすると非常に厳しい。5段階なら、下2つの「不満足」「やや不満足」を10%未満にするとかというのだったらまだ行ける気はするのですけれども、ここを5段階にして上2つにしたというのがやはり厳しかったかなという気はします。

○佐々木課長 我々、ある意味ちょっと高いものを設定したこともあるのかと思いますが、実際にそれを達成できなかったことは、これは間違いないと。ただ、法律の趣旨と申しますか、まず公共サービスを維持して向上させるということであれば、事後の言い訳になるかもしれませんが、そういった趣旨から考えれば、「普通」を入れて判断しても差し支えないのかなというのが我々の考えだということでございます。

○稲生主査 ほかにはよろしいでしょうか。

今回はちょっと残念と申しますか、「品質の確保」、「安全性の確保」については問題がないことと、各業務での確保すべき水準も問題もない、また、民間事業者からの提案も、さっきおっしゃっておられましたけれども、実に様々に御提案いただいたということで、アンケート以外のことについては、経費の削減も含め、まさにサービスの向上に資するものであったのだらうと思います。

アンケートについて、我々もちょっと悩んではいるのでございますけれども、2点で終了プロセスをお認めするのは少し厳しいのかなと思っております。

1つはアンケートの設計ですね。これが当初は、残念ながら「普通」を入れていたのだらうという結果になったのだらうということは推測されるということ。それから、さっき課長さんもおっしゃったように、実質的に見れば、質については問題なかったらうという

ことについて、我々も否定はしないということだと思います。確かに、ほかの市場化テストを見ましても、「普通」を入れてしまうと、どうしてもこれを選んでしまう傾向にあるということで、ベクトルがいい方向か悪い方向かというアンケートのとり方にしておけば、普通であれば、「やや満足」以上が恐らく70%になり得たのかなということですが、ただ、それを深読みして、「普通」も入れていいのだということで、我々のほうで、今のままではちょっと確証が持てないのもありまして。そういう意味ではなかなか終了ということに通すのはちょっと厳しいかなと考えております。

それから、石田委員からも御指摘があったように5%。確かに、先ほどの御説明によると、総括的な部署からしかるべき説明をして、それでお投げしたものをまとめたものであるという、その趣旨は全くそのとおりでろうと思うのですが、百分率ですので、100は普通であれば回収するとか、そういう形で有意な差を見ていくというのがやり方でもありますので、次回からはもうちょっと多く配ったほうがよろしいのではないのかなと直感的には思います。後者のほうはやや直感的な議論でありまして、ちょっと統計学的な話ではありません。

ということで、特に、最初の「普通」を入れてアンケートを設計したということで、質の面でちょっと確証が持てないという意味で、次回も、申しわけないのですが、市場化テストという形で今と同じ方法を継続いただきたいというのが私どもの考え方でございます。質が悪いかということなどを断定したわけではございませんので、そこは誤解ないようお願いをしたいということでございます。

それでは時間となりましたので、「東京港湾合同庁舎等（税関）の管理・運營業務」の事業評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に報告いただけますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（東京税関退室、（独）国立美術館入室）

○稲生主査 続きまして、「国立新美術館の管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、独立行政法人国立新美術館国立新美術館総務課和田課長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でお願いいたします。

○和田課長 ただいま御紹介いただきました国立新美術館の和田でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

国立新美術館の事業の概要について説明させていただきます。

本案件については、平成25年度からの市場化テストの対象と決定されたものでございま

して、今回1期目となっております。委託期間3年間のうち、今年度が3年目に入っておる次第でございます。

業務内容については、記載のとおり、統括管理業務以下8種の業務を一括で契約しているものでございます。

契約については、鹿島建物総合管理株式会社を代表企業として、構成員6者と共同事業体を組んで実施しております。

落札者の決定状況は、国立新美術館の管理・運營業務民間競争入札実施要項及び仕様書に基づいて公告を実施いたしました。3者からの応募がございまして、審査した結果、1者のみが入札参加資格を満たしておりました。その1者から入札書及び提案書を提出していただき、予定価格の範囲内でしたので、記載の先ほどの事業者が落札したという結果となった次第でございます。

続きまして、対象公共サービスの実施内容に関する状況及び評価でございます。

まず、(1)の「確保されるべきサービスの質」として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定させていただきました。

「包括的な質」としては、継続性・安定性の確保、信頼性の確保として、「個別業務の質」としては、館内及び外構清掃業務など4業務を設定し、資料に記載のとおり、美術館の一時的な閉鎖で開館不能の状況を招くようなことは一切ございませんで、要求事項を達成しておりました。

次に、(2)「民間事業者からの主たる改善提案」については、3ページから4ページにかけて記載がございまして、8項目について提案がございました。いずれの提案においても、美術館の運営にとって効果的な提案であったということで、全て実施しているところでございます。

続きまして、(3)の「実施経費の状況」でございます。

市場化テスト前の平成24年度の実施経費と比較いたしますと、平成25年度については約4,900万円、平成26年度については約4,000万円、2年間平均で約4,500万円の削減を達成しており、経費の削減についても効果を上げていると評価できるところでございます。

最後に、「評価のまとめ」と「今後の事業について」です。

サービスの質を確保しながら、費用の削減もできており、効率的で安定した美術館運営ができておりますけれども、しかしながら、実質的に1者応札となったことで、競争性が確保されたとは言いがたい結果となってしまいました。

次期事業では、入札参加に必要な書類の記載の仕方を修正するなど改善をいたしまして、競争性の確保に努めてまいりたいとは考えております。

なお、次期仕様の検討事項としては、警備のポスト数を必要に応じて調整することなどを考えております。

以上、ちょっと駆け足になりましたけれども、国立新美術館の事業の概要について御説明させていただきました。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。

説明は5分程度で、よろしく申し上げます。

○事務局 内閣府の評価（案）について、資料Cに基づいて御説明を申し上げます。

まず、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

先ほど御説明ございましたとおり、受託事業者決定の経緯といたしまして、入札参加表明者3者から提出された参加表明書について審査した結果、1者のみが入札参加者となったということでございます。

評価方法については、平成25年4月から2年間の状況に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行うことといたしております。

まず、「対象公共サービスの質の確保について」は、3ページに記載がございますとおり、全ての質について確保がされておると評価ができます。

また、民間事業者からの改善提案による実施事項としても8点挙げられており、詳細なエネルギーの使用量と室内環境の把握を行い、省エネルギー対策に生かすなど、使用電気量また使用ガス量の削減などが認められております。その他、危機管理や自衛消防訓練の実施など、多くの改善提案が適切に実施されていると評価しております。

また、「実施経費についての評価」でございますが、単年度当たり45,095,000円(9.6%)の経費が削減されているということでございます。

「評価のまとめ」としては、事業において確保されるべき公共サービスの質の目標はいずれも達成されており、評価できる、といたしております。

また、民間事業者の提案による詳細なエネルギーの使用量、室内環境の把握などにより使用電気量・使用ガス量が削減されており、更に多くの改善が実施されているということで、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献できたものと評価できます。

また、実施経費についても、単年度当たり45,095,000円(9.6%)の経費が削減されており、効果的に事業が実施されたものと評価できます。

しかしながら、今回の応札においては、1者応札であったということで、美術館では書類不備を応札できなかった理由として挙げていることから、競争性の改善に向け、入札説明書の説明等の見直しが必要なものと考えられるといたしております。

「今後の方針」としては、本事業は実施状況が良好であり、経費も削減されているが、1者応札となっていることから、次期事業についても、引き続き、民間競争入札を実施することが適切と考えられるということといたしております。

説明は以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある先生方は御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

今回、書類不備で応札できなかつた方がいらっしゃるといふことで、これは仕様書の書かせ方がまづかつたのでしょうか。例えば、厳し過ぎる、細か過ぎるとか、もう少し具体的に御事情を、もしよろしければ教えていただければと思います。

○東谷係長 では、説明いたします。

3者応札希望があつたのですけれども、この事業を実施するに当たつて、1者で担えない場合は、複数の事業がJVみたいな形で共同企業体を組むことを認めてはいるのですけれども、その共同企業体を組むに当たつて、その証拠となる協定書を提出するよう求めていたのですけれども、書類の不備があつた1者については、その協定書の提出がなかつたのですね。

2者については協定書の提出があつたところではあるのですけれども、1者だけ協定書の提出が足りないといふことはこちらとしてもちよつと言えないところがありまして。といふところがあつて、書類の不備といふことで不合格にいたしましたのですけれども、ただ、1者でもそういった理解ができないと認められるような書き方をこちらがちよつとしてしまったのかといふところもあつて、そこら辺は明確に入札参加資格に当たつてはこういう書類が必要だといふところをはつきり記載したいと思います。

○稲生主査 わかりました。

もう一点質問がありまして。ちよつと本筋からそれるかもしれないのですが、資料3の一番最後の(別紙)ですけれども、今回、不満足度で見ているものですから、全く問題はなく、もちろん結構ですが、満足度のところでちよつとばらつきがあるのが気になるといふか、興味を持っておりまして。警備業務を拝見しますと、ほかの管理業務等に比べると、要は、満足度が低いわけですね。その分、もちろん「普通」がふくらんでいるのですけれども、ここら辺、満足度が低いのは、美術館の何か特有の事情があたりなのではないでしょうか。ちよつと一般論で恐縮ですが、もしわかれば結構です。

○東谷係長 これは推測になるのですけれども、警備は、できればお客さんの目には触れないようにといふところがありまして。例えば、展示室に警備の人が立っていると、ちよつと重々しく感じるといふか、ちよつと目につくといふところがあつて、何かしら突発的な事故でもあつて、警備の方が助けてくれたといふことであれば、「良い」といふ評価になるかとは思ふのですけれども、何も無い段階で、警備の方が「良い」といふ評価はなかなか難しいところがあるのではないかなと思つております。

○稲生主査 わかりました。

○小松専門委員 今のお話だと、お客さんの目に触れないものをお客さんに評価させるといふのが、逆に言うと無理があるのではないかと思います。

○東谷係長 とは言つても、共有スペースとか、館の外には立っておりますので、そこは必ずお客様は通りますので、一応お客様の目には触れていることは確かではあるのですけれども、実際に何かしてもらつたとかそういったことはお客様側から見ないとは思ひますので、なかなか「良い」といふ評価はつきがたいのではないかなといふところはありま

す。

○小松専門委員 多分、聞き方の問題があると思うのですね。警備というと、警備員がいて、そこで何かやっている。例えば、首相官邸の前に警察官が立っているとか、そういうイメージで「どうですか」ということですがけれども、お客さんにしてみれば、警備員というのは、ある意味で自分たちを助けてもらうかもしれないけれども、自分らが悪いことをしないように見張っているというイメージもありますね。

○東谷係長 そうですね。

○小松専門委員 とすると、お客さんに評価させるのはやはり変で、むしろ、お客さんの側から見れば、自分たちのセキュリティなり、変な人が入って来ないようにちゃんとなっているかというような、そういう環境がつくられていますかというほうが、自分のこととしては評価しやすいわけですね。

だから、質問の仕方がちょっとストレート過ぎて、管理する側の質問になっているので、逆に言うと、お客さんにしてみれば、管理者目線でそんなことを聞かれても困るなということになってしまう可能性はあるのですね。だから、お客さんに聞くのであれば、お客さんから見てどう思っていますかというところをちょっと翻訳して評価にかえるというような工夫が私は要るのではないかと思ったりします。

○東谷係長 そのこのところは、アンケートの記載の仕方を、ちょっと表現を変えまして、対応をしたいと思います。

○稲生主査 そこはぜひ御検討ください。要は、満足度が、警備の横には会場管理業務があって、多分お客様からすると、警備を含めて全体の管理はどうかとか、割とふわっと見ているのではないかなという感じもして、それを逆に「警備」ということで抜き出してしまおうと、「そういえば、結構つきまとわれたな」とか、まじめに警備の方が対応すればするほど、お客様からするとかえって目障りになってしまっていて、要は、質は必ずしも低いわけではないのに、目立ってしまう可能性もあるので、そこは設計するとき、ぜひ御検討いただければということで、場合によっては、管理業務があるのであれば、警備業務はなくても、質の評価としてはできるのではないかなという感じもするので、それも含めて、次回またおつき合いいただきますので、ぜひ御検討をいただければと思います。

○東谷係長 はい。

○和田課長 今後、検討させていただきます。

○稲生主査 ちょっと残念というか、気をつけたほうがいいかなと思った次第です。
よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「国立新美術館の管理・運營業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ただいま御指摘いただきました設問の設定については、次期実施要項作成の際に留意したいと考えております。

○稲生主査 よろしく申し上げます。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

また、次の実施要項（案）の作成は、特に価格の関係ですけれども、今いろいろと人件費の高騰とかもありますので、ぜひ上手に織り込んで設定いただければとお願いしたいと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

（（独）国立美術館退室・法務省入室）

○稲生主査 続きまして、「法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（東京）」、「法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（千葉）」、「法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（さいたま）」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、法務省大臣官房会計課池口課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。

説明は20分程度でお願いいたします。

○池口課長補佐 法務省の池口と申します。今日はどうぞよろしく申し上げます。

東京法務局ほかの施設管理・運營業務については、これまで種々御指導いただきまして、誠にありがとうございます。きょうは、私からまず実施状況の説明ということで、説明をさせていただきますと思います。

お手元に配付しております資料の中に、資料4から資料6がございます。それぞれ、東京・千葉・さいたまの資料になっておりますので、御参照いただければと思います。

まず、本事業は、平成25年4月1日から本年度末の28年3月31日までの3か年を実施期間として、東京・千葉・さいたまの法務局の本局、それから、出先の支局、出張所、これらが入居します全50庁舎を対象として、建築設備管理業務とか、清掃業務とか、駐車場の交通整理業務等々の施設管理・運營業務について民間委託を行った事業になっております。

では、東京法務局から順次その実施状況について御説明をさせていただきますと思います。

資料は資料4になります。東京法務局における委託対象庁舎ですけれども、東京法務局が管理をします東京管内に所在する17か所、これは当初は18か所だったのですけれども、その後1つ減りまして、17か所ということになっております。この法務局が入居をいたします単独庁舎が14施設、合同庁舎が3施設、この17施設になります。

受託事業者は、日本カルミック株式会社を代表企業といたしまして、全国警備保障株式会社及び光管財株式会社を構成員といたします共同事業体であります。

入札時の状況を少し申し上げますと、評価基準を満たした企画書を提出いたしました7者が入札に参加しておりまして、平成25年2月19日に開札を行った結果、2者が予定価格内の入札を行ったということで、そのうち最低価格であった日本カルミック株式会社ほかの共同事業体を落札者として決定をしたものになります。

2ページになりますけれども、確保すべき質の達成状況及びその評価ということで表にしております。この表中の「主要事項」という欄の中に、「快適性の確保」がまずあります。これは例えば庁舎の清掃状況とか、トイレトペーパー等々の消耗品の補充状況、あるいは施設の不具合、修繕等への対応など、幾つかの評価項目を内容とするものになっておりますけれども、この評価項目については、対象施設職員へのアンケート結果に基づきまして、「満足」及び「ほぼ満足」と回答した割合が、平成25年度は93%、平成26年度で91%で、目標とする指標の70%を大きく超える結果となっております。

また、管理・運營業務の不備に起因します執務の中断、停電、通信不通等の発生状況及び障害発生時の施設管理担当者への連絡時間とか、緊急対応時の現地までの所要時間といった「品質の維持」という評価項目については、前者については0回ということで発生をしております。また、後者についても、目標とする時間内の対応が確實かつ適切にとられていたと考えております。

更に、その下に「安全性の確保」で、管理・運營業務の不備に起因するけがの発生状況についての評価項目についても、該当する事案は発生してございません。

以上によりまして、本業務における確保されるべき質は達成されているのではないかと評価をしております。

続きまして、次のページに移りまして3ページ目で、実施経費の状況について御説明をしたいと思います。

市場化テスト以前の平成22年度から平成24年度までの実施経費、3か年平均については、表の下のほうの行になりますけれども、138,925,738円になっております。これに対して、市場化テスト実施後の平成25年度から27年度までの同じく実施経費3か年平均は130,680,000円になっております。もちろんこれにはいろいろな業務が含まれておりまして、各業務を見ますと、その価格の増減は多少あるわけですが、全体として見た場合、年平均で約8,246,000円（約5.9%）の削減がされておりました。民間競争入札導入の効果があつたのではないかとということで評価をしているところであります。

続きまして、民間事業者からの提案による改善実施状況でございます。

民間事業者から提案のあつた主な改善事項については、ここに幾つか列記をしておりますけれども、4ページになりますけれども、例えば、代表責任者3名が情報伝達の窓口として、多岐にわたる業務の情報集約をし、連絡または報告が行われたことによって、速やかな業務遂行が可能となったという点とか、あとは、月次報告時に、不具合箇所の緊急リンクづけ及び修繕の概算金額を提示することとしたことによって、計画的な修繕が可能となった点等々が挙げられております。

これら以上御説明をいたしましたとおり、入札手続における競争性は確保されていたことが認められますし、経費削減の点でも効果を上げていると考えます。

また、確保すべき質の達成状況についても達成をしております。民間事業者の創意工夫による改善提案によって、安全で快適な環境の維持が図られたものと評価することがで

きるのではないかと考えております。

なお、最後に、事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けたり、あるいは、業務に係る法令違反行為等についてはありませんでした。

また、実施状況について、我々法務本省に設置しております外部有識者で構成している法務省契約監視会議において、チェックを受ける体制がとられているところであります。

続いて、千葉地方法務局の実施状況について御説明させていただきます。資料5になります。内容は同じですので、少し割愛をしながら進めさせていただきたいと思っております。

千葉地方法務局の委託対象庁舎は全部で15か所になっております。この中には、単独庁舎が13施設と合同庁舎が2施設で、合計15か所となります。

受託事業者は、太平ビルサービス株式会社となっております。

入札時の状況については、同じように評価基準を満たした企画書を提出した者が5者ありまして、これらが入札に参加し、平成25年2月19日に開札を行いました結果、予定価格の範囲内の入札を行った太平ビルサービス株式会社そのまま落札業者となっております。

続いて、2ページです。「確保すべき質の達成状況及びその評価」について御説明をします。

同じように、評価項目である「快適性の確保」に係る項目については、同じようなアンケートの結果、「満足」及び「ほぼ満足」と回答した割合が、平成25・26年度とも94%になっておりまして。同じように、目標となる指標の70%を大きく超えております。

また、「品質の維持」に係る評価項目についてですが、管理・運營業務の質に起因する執務の中断、停電等の発生はありません。また、障害発生時の施設管理担当者への連絡時間等についても、目標とする時間内の対応が確実かつ適切にとられていたものと考えております。

更に、最後の「安全性の確保」の評価項目も、該当事案は発生しておりません。

以上によりまして、本業務において確保されるべき質については、千葉局においても達成されていると評価ができるのではないかと考えております。

続きまして、次のページの3ページに移らせていただきます。実施経費の状況でございます。

こちら表の下段を見ていただきますけれども、市場化テスト実施以前の平成22年度から平成24年度までの実施経費の3か年平均は43,286,467円でありましたけれども、実施後の平成25年度から27年度までの実施経費の3か年平均は44,400,000円になっております。これも先ほどの東京局と同じで、個別の業務を見ますと、上がったたり下がったりというものが見受けられますけれども、業務全体で見ましたときに、こちらのほうは、年平均で約1,114,000円の増加となっております。率にして約2.6%となっております。

この原因は、千葉局においては、円滑な業務遂行を図るために、新たに法務局担当者との連絡調整とか、いろいろな業務が含まれておりますので、各種業務間の調整取りまとめを行うための総括管理責任者等の配置を義務づけたことによって経費の増加が見られた

と考えられます。そこで、増加要因を少し取り去って、実質経費ベースで比較をすることで考えたわけですけれども、その場合、民間競争入札実施後の経費は43,068,000円になりまして、民間競争入札実施前の経費と比べますと、年平均で約218,000円の削減と、微減ということになりますけれども、率にして約0.5%の減とも考えられるところです。

続きまして、4ページに、「民間事業者からの提案による改善実施事項等」が載っております。

ここにも幾つか載せておりますけれども、例えば、事業開始以降、施設の管理・運営に係る委託業務全般について、営業本部担当者が窓口となって、業務全般について包括的に管理されるようになったことから、異なる業務間での連携が可能となり、緊急時の体制が整備された点とか、警備員を配置する庁舎においては、警備員が来庁者と対応する機会も多いということで、当該警備員に接遇研修を実施して配置をすることにより、「救命講習」を受講させて配置することによりまして、仮に救護を必要とするような事象が発生した場合に迅速な対応ができる体制をとっているという点などがあります。

以上の説明をしましたとおり、入札手続における競争性は確保されておりますし、確保すべき質の達成状況についても、高い程度で達成をしております。また、民間事業者の創意工夫による改善提案によって、安全で快適な環境の維持がこちらも図られたものと評価することができると考えております。

なお、実施経費については、先ほど少し御説明をしましたがけれども、増加要因がございまして、この増加要因を除きまして比較すると、若干削減されていることがございますし、それに加えて、契約事務とか、あるいは支払事務において、これは法務局の契約事務等を指しておりますけれども、そういった法務局職員の事務において、従来38あった契約が1つの契約になったということで、大幅な事務の効率化が図られたほか、庁舎管理事務についても、仮に障害発生時等において、連絡窓口が一本化されたということで、迅速かつ的確な処理に効果があったと考えております。

なお、千葉局においても、本期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等はありませんでしたし、また、実施状況については、同じように、法務省契約監視会議において、チェックを受けるという体制がとられているところであります。

では、最後に、さいたま地方法務局の実施状況について御説明をいたします。資料6になります。

さいたま地方法務局の委託対象庁舎は18か所となっております。内訳としては、単独庁舎が12施設、合同庁舎が6施設、合わせて18庁舎となっております。

受託事業者は株式会社シミズ・ビルライフケアになっておりまして。入札時の状況を申しますと、同じように、評価基準を満たした企画書を提出した者が5者おりまして、これらが入札に参加。平成25年2月20日に開札を行いました結果、2者が予定価格の範囲内の入札を行ったということで、最低価格であった株式会社シミズ・ビルライフケアを落札者

として決定したということになっております。

2 ページに、「確保すべき質の達成状況及び評価」がございます。

「快適性の確保」については、こちらも同様に、アンケートの結果、「満足」及び「ほぼ満足」と回答した割合が、平成25・26年度ともに95%で、こちらも高い割合を示しております。

また、「品質の維持」に係る評価項目についても、管理・運營業務の不備に起因する執務の中断等の発生はありませんでした。また、障害発生時の施設管理担当者への連絡時間等々についても、目標とする時間内の対応がとられていました。

更に、「安全性の確保」に係る評価項目についても、該当事案は発生しておりません。

したがって、本業務についても、確保されるべき質は達成されているのではないかと評価をしているところであります。

続いて、3 ページに、実施経費の状況について説明があります。

市場化テスト以前の平成23年度から24年度までの実施経費 2 か年平均、ここは少し細かい字で書いておりますけれども、さいたまの本局で事情がありまして、ここは3 か年ではなく2 か年で比較をしております。この2 か年平均は66,502,400円になっておりまして。一方、市場化テスト実施後の平成25年度から27年度までの3 か年平均は70,600,000円となっております。これも個別の経費で見ますと、導入前後で経費の増減が見られるのですが、業務全体として見た場合、年平均で約4,098,000円の増加になっております。率にして、約6.2%の増加であります。

これも千葉局と同様、なぜそういうことになっているのかというところですが、1 つは、新しく総括管理責任者等の配置を義務づけたことが1 つございます。

もう一つは、川越地方合同庁舎について、樹木の剪定作業を新たに追加したということによって経費の増加があったということがございます。そこで、これらの増加要因を差し引いた金額で比較をしますと、これは4 ページ目に少し説明を書いておりますけれども、民間競争入札実施後の経費は67,891,000円となりまして、直近の平成24年度との経費比較をいたしますと、年平均で480,000円程度の増ということで、率にしますと、0.7%の増ということになりまして、民間競争入札実施前の経費とほぼ同水準と我々としては考えております。

経費はこのように微増ですが、サービスの質自体が向上したこと、あるいは、法務局担当者の契約及び支払に係る事務が大きく軽減できたことを踏まえ、一定の評価は可能ではないかと考えているところであります。

次に、民間事業者からの提案による改善実施状況については、これは2 つほどあります。

1 つは川越地方合同庁舎について、最低水準を確保した上で、日常清掃の規程時間を5 時間から2 時間に見直して、コスト低減を図った。このコスト低減効果は938,000円と聞いております。

それとか、定期点検において、修繕の必要がある箇所、例えば空調とか自動ドア等について、修繕時期、費用、その効果等を取りまとめて報告をしていただくことによって、計画的・効率的な修繕が図られたというような点がございます。

以上、御説明をいたしましたとおり、入札手続における競争性は、同じように確保されていたと認められますし、確保すべき質の達成状況についても高い割合で達成をしております。

また、民間事業者の創意工夫による改善提案によって、安全で快適な環境の維持が、こちらにも図られたものと評価をしているところです。

実施経費については、従来経費と同水準でありまして、効率的に事業が実施されたのではないかと考えています。加えて、本局職員の契約事務及び支払事務は、従前の50あった契約が1つの契約に削減されたということで、大幅な事務の効率化が図られたと言えますし、庁舎管理事務においても、千葉局と同様、障害発生時等における連絡窓口が一本化されたことで、迅速かつ的確な処理がされたと、そこに効果があったのではないかと考えているところです。

最後に、実施期間中に、民間事業者が業務改善指示を受けるとか、業務に係る法令違反行為等はさいたま局でもございませんでした。

また、実施状況については、前の2局と同様に、法務省契約監視会議においてチェックを受ける体制をとっているところであります。

以上、3局の実施状況について御説明をいたしましたけれども、これらの状況を踏まえて、本事業については、東京法務局、千葉地方法務局及びさいたま地方法務局とも、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に係る指針」に定められております市場化テストを終了する基準をいずれも満たしており、今後の事業の実施に当たっては、市場化テストを終了し、各局の責任において行うこととしたいと考えておりますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上で終了いたします。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。

説明は10分程度をお願いします。

○事務局 事務局より御報告申し上げます。

まず、東京法務局におきます事業について御報告申し上げます。

「事業概要等」について、法務省より御説明いただきましたので、当方から説明は割愛いたします。

「受託事業者決定の経緯」について、入札参加者は7者であり、競争性は維持されています。

「対象公共サービスの実施内容に関する評価」について、まず「快適性の確保」は、法務省から御説明いただきましたとおり、平成25年度は93%、26年度は91%となっており、目標の70%を大きく上回る成績でございます。

「品質の維持」について、管理・運營業務の不備に起因する執務の中断等のトラブルはないとのことでした。

「安全性の確保」について、管理・運營業務の不備に起因するけがの回数は0件とのことでした。

「各業務において確保すべき質」について、業務報告や打合せの内容等から適切に業務が行われているとのことでした。

「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」については、民間事業者から改善提案として、代表者3名を情報伝達の窓口として、多岐にわたる業務の情報を集約するなどして、速やかな業務遂行を可能とした等々の提案がなされています。

「実施経費」について、市場化テスト前の金額138,925,738円ですが、市場化テスト後の価格と比較いたしますと、約8,246,000円の削減、率にして5.9%の削減が認められたところでございます。

次に、「評価のまとめ」について、達成目標として設定された質については、いずれも目標を達成していると評価できると思われまます。

また、民間事業者の改善提案について、情報集約・連絡体制の整備による速やかな業務遂行の実現や、計画的な修繕方法、女性警備員の配置や光熱費・CO2削減のための具体的な改善策が図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

また、実施経費についても、5.9%の経費削減が図られており、こちらも質及び経費削減双方の実現が達成されたものと評価しております。

「今後の方針」について、評価で申し上げましたとおり、業務の質及び経費削減の点もクリアされていまして、法務省の意見のとおり、事務局としては、今期をもって市場化テストを終了することが適切と考えております。

引き続き、千葉地方法務局の事業について御説明申し上げます。

事業概要については、法務省の御報告のとおりでございます。

「評価」について、こちらも東京局と内容がほぼ重複するところですが、「快適性の確保」については、25年度は94%、26年度は94%と、目標を大きく上回っております。「品質の維持」、「安全性の確保」、「各業務において確保すべき質」についても、いずれも問題はないという状況でございます。

「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」について、業務全般の包括的な管理等の民間事業者からの改善提案がなされまして、創意工夫が図られているということでございます。

「実施経費」について、市場化テスト実施前の価格43,286,467円と比較した場合、年平均で1,114,000円、率にして2.6%の増加となっております。

以下はあくまで試算ですけれども、増加した原因としては、総括管理責任者、副総括管理責任者の配置が原因として考えられまして、仮にこれを除いて計算いたしますと、

218,000円（0.5％）が削減ということでございます。

「評価のまとめ」について、達成目標として設定された質は、全ての目標を達成しているものと評価できます。

また、民間事業者の改善提案により、警備員への研修等の実施や各種設備の修繕状況の把握等が図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費についても、あくまで試算という形ではありますが、実質0.5％の削減でございまして、公共サービスの質の維持等は図られているものと思われまます。

「今後の方針」は、今申し上げましたとおり、公共サービスの質の維持等が図られている点等を鑑みまして、事務局の意見としては、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

最後に、さいたま地方法務局について御申し上げます。

事業概要等については、法務省からの報告のとおりでございます。

「受託事業者決定の経緯」について、入札参加者は5者が参加し、競争性は維持されています。

「評価」について、「快適性の確保」については、25年度は95％、26年度も95％で、目標を大きく上回っております。その他、「品質の維持」、「安全性の確保」「各業務において確保すべき質等」についても、問題なく遂行されております。

「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」について、日常清掃規程時間の見直しや、庁舎修繕箇所の報告方法について工夫を凝らすなど、創意工夫が図られているところでございます。

「実施経費」について、市場化テスト前については66,502,400円でございますが、年平均で4,098,000円（6％）の増加となっております。こちらもあくまで試算ではございますが、増加した原因として、総括管理責任者及び副総括管理責任者の配置、そして、川越地方合同庁舎での剪定業務を追加したことが原因として考えられまして、これを仮に削除しますと、増加額は年平均480,000円（0.7％）の増加となっております。

「評価のまとめ」について、目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者の提案によりまして、日常清掃規程の見直しによるコスト削減や、庁舎修繕箇所の報告による計画的・効率的な修繕の実施等が図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費については、あくまで試算ではございますけれども、大体同等程度の価格と思われまます。

「今後の方針」については、ただいま申し上げましたとおり、事業の質等は維持されているところに鑑みまして、事務局意見としても、今期をもちまして市場化テストを終了することが適当であろうと考えております。

事務局からの報告は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いします。

○小松専門委員 ちょっと基本的なことで恐縮ですが、これは地方法務局がそれぞれ発注するという形態になっているのですか。

というのは、法務省本省としては関与されないという立場ですか。

○池口課長補佐 そうですね。発注者はそれぞれの地方法務局あるいは東京法務局ということになります。

○小松専門委員 それはルールでそうなっているということですか。

何でこんなことを伺っているかという、落としている会社はほとんど東京の会社ですね。そこを3つ分ける必要はないのではないかと。逆に言うと、東京・千葉・さいたまぐらいただったら、まとめてやってもらってもいいのではないかなとちょっと思ったものですから、伺ってみました。

○池口課長補佐 どの程度でまとめるかというのは、シミュレーションをある程度、我々法務省から各地方方法務局とかに話をするとき話す内容で1つはあります。余りまとめ過ぎて、かえってコスト高になるような話も、今はちょっと手元資料はありませんが、過去には聞いたことはありますし、まとめ過ぎないでもコスト高になるという話もありますので、一定程度やるのはいいけれども、どれぐらいの範囲内でまとめるのが、コストとして一番安いのかと。もちろん人が動いて作業をしに行ったりする話になりますので、その移動距離とか、事務所の配置とかいろいろな要素があると思いますので、そこはどの単位でまとめるのがいいのか。そこで、委員の先生御指摘のとおり、本省で一つで全部まとめてしまったらいいのかということころは、可能性としてはあろうと思いますけれども、果たして、シミュレーションを仮にしてみたときに、どのレベルでやるのが経費としても安く、あとは、事業の質、あるいはそれだけの体制をとっていただく必要がありますので、体制がとれるかどうか、そこら辺次第かなというふうには考えているところです。

○小松専門委員 それは検討をしていただくのがいいと思うのです。

それと、ちょっと気になったのが、費用を比較してみようと思って見ていたら、項目が全部ばらばらなのですね。東京は東京なりの書き方をしているし、千葉は千葉なりの書き方をしている、さいたまはさいたまなりの書き方をしている、これは比較のしようがないなと思って、この辺の仕様は、むしろ、本省で統一仕様をつくって、各地方方法務局はこれでやりなさいと指示をされたほうがいいような気がしているのですね。

○池口課長補佐 申しわけございません。

○小松専門委員 というのは、そうすると、比較ができるのです。例えば、おたくの県の法務局は高いよとか、ここは安いから、なぜ安いのか見習いなさいとか、ベンチマーキングと言うのですけれども、比べられるとそれが可能になるのですよ。ところが、今のまま

だと比べようがないので、総額だけしか比較ができないところがちょっと気になっているのです。

それと、私は余り知識がないのですけれども、千葉とさいたまで、総額が倍ぐらい違いますね。これは人口とかそういうことでこういうことになってきてしまうのですか。今の御説明の中で、4,000万と7,000万ぐらいの差があったように思います。庁舎の数からすれば、どこも大体20弱ぐらいで、数としては変わらないと思ったのですけれども、東京は多分大きな庁舎が多いから値段が高いのだと思います。

○池口課長補佐 庁舎数はそんなに倍、半分ということはないのですけれども、やはり中の庁舎の規模感とか、あとは仕様。仕様の項目自体は同じようなものかもしれませんが、実際にやっていただく、例えば面積とかそういったところで。

○小松専門委員 ただ、建物としてそんなに差があるとは思えないのですね。法務局の建物は、極端に、千葉とさいたまで構成が違うとかいうことは余りなくて、やっている作業はほとんど同じだと思います。できれば、私が申し上げる話ではないかもしれませんが、やはり比べて見られるのがいいのではないですかね。それぞれの法務局で、例えば1㎡当たりどのくらい費用を使っているとか、それをやってみられるとでこぼこが見えてくるので、そっちの管理の仕方はおかしいよとか、発注の仕方をもっと工夫できるのではないかというようなことが言えると思うのですね。これは、同じような建物が全国にあるというのはそうそうないので、できれば何かそういう努力をされると、法務局内部で費用が低減できるとか、何かそういう効果があるような気がしていますので、何か本省としてお考えいただいたほうがいいかなと、これは今回の評価とはちょっと関係ない話ですが、思いましたので申し上げました。

○池口課長補佐 参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○石田専門委員 今まさに小松先生がおっしゃったとおりで、業務名はばらばらですけれども、一部比べられるものがある。植栽や駐車場だと、東京は下がっているけれども千葉・さいたまは上がっているとかですね。さいたまは下がっているけれども、東京と千葉は上がっているとか。だから、比べられるようにして、ベンチマーキングをする。そうすれば全体はもっと下がると思います。

質問は、千葉とさいたまの受託事業者、太平ビルサービスとシミズ・ビルライフケアは東京の事業者ですか。

○池口課長補佐 東京だと承知しております。

○石田専門委員 両方とも東京ですか。

太平ビルサービスは千葉ではないのですか。シミズがさいたまではないのですか。

○廣原係長 逆でございます。

○石田専門委員 ということは、太平ビルサービスは千葉ですか。

○廣原係長 太平ビルサービスは本社は東京ですが、千葉に事業所があります。

○石田専門委員 シミズは東京ですか。さいたまですか。

○廣原係長 シミズは東京に本社があります。

○石田専門委員 さいたまに近い東京もありますからね。

もう一つお聞きしたいのは、総括管理責任者と副総括管理責任者を配置したから、千葉とさいたまは経費が上がったという御説明ですけれども、東京は、今まで市場化テストの前も総括管理責任者、副総括管理責任者は配置されていたのですか。東京は今回が初めてですか。

○廣原係長 今回の御質問に関しては、今回の実施要項によって、東京も含め、初めて総括管理責任者と副総括管理責任者の義務づけを行ったところでは。

○石田専門委員 では、東京も初めてですか。

○廣原係長 はい。

ただ、その中で、今回の経費増加も含めて分析をしようと思って、東京法務局の受託事業者にヒアリングをしたところですが、受託事業者日本カルミックにおきましては、基本的にいろいろなビルメンテサービスであったり、そういうものを幅広く受注していることもありまして、常時、統括管理責任者と同様の体制を社のほうで従前から整備しているという状況があるとのことで、今回の入札の際、そこら辺は価格に影響しない範囲としたというような考え方があったようです。そのほかの2つの事業者においては、聞いたところ、社のほうで、カルミックと違って、この実施要項を見ながら応札しようと考えたところ、基本的に、新たにそういったものの体制を組まなければいけないと考え、新たに義務づけた経費を積んだというような話を伺っております。

○石田専門委員 では、追加で。今のお話だと、要は、今まで一本ずつの契約だった。それを包括契約にしたので、各業務の情報を共有したり、より効率的な運営をするために、総括管理責任者と副総括管理責任者を入れることになった。東京の会社は今までもそういう実績があったので、包括で契約する場合は、統括管理責任者が必要なのは当然だから、それは応札時にちゃんと織り込んでいたと。だけど、千葉とさいたまはそういうことをした経験がなかったので、応札するときには総括管理責任者の配置を織り込んでなかったということですか。それとも、経験値が足りなかったから、やってみたら、ほかの幾つもの業務をまとめて情報を共有したり、コントロールを統括するということが不慣れだったので、お金がかかったということのどちらなのですか。

○廣原係長 恐らく両面の要素があったのかと思います。まず、ノウハウの面で言いますれば、これだけの何十業務をまとめ役で一括して行うというノウハウは、余り経験したことがなかったようでございまして。なおかつ、それを含めて、今回の総括管理責任者の配置を義務付けたことにより社で相当の体制を有しなければならないと想定したので、太平ビルサービスさんとシミズライフケアさんについては、新たに総括管責任者を配置するために経費を積まざるを得なかったというところでは。

○石田専門委員 事務局（案）では、市場化テスト終了という案ですが、私がちょっと疑問に思っているのは、今回、総括管理責任者と副総括管理責任者を置いたから経費が上が

ったという御説明です。3ページに、抜き書きの表が千葉とさいたまはありますね。「従来の実施経費との比較」で、総括管理業務を抜いて比較している表がありますね。

○池口課長補佐　　ございます。

○石田専門委員　総括管理責任者を置いたから経費が上がってしまったという御説明であれば、それで納得をするためには、千葉6業務、さいたま12業務のを抜き書きにしたら、みんな経費が下がっていれば、「そうだよ」と、「総括管理責任者がいたから経費が上がったのだ」と納得がいきます。けれど、東京は10業務のうち7業務が経費削減になっている。千葉は6業務のうち、経費が削減になったのは、抜き書きで3業務。さいたまは12業務のうち、経費が削減になったのは抜き書きで6です。だから、これは本当に総括管理責任者がいたから経費が上がったと言っていいのかなと。東京は頑張っているところを下げたから、7/10下げているので下がっているけれども、千葉とさいたまは半分です。上がったのが半分、下がったのが半分。先ほどのお話でいろいろな業務をまとめるというノウハウがちょっとなかったというようなお話もあると、どうなのかなと。本当はもうちょっとやったら下がるのではないとか、更に、先ほどのお話で、いろいろな業務を比較できるようにすれば、東京のノウハウを千葉やさいたまに入れれば、逆に、千葉・さいたまのいい例を東京に持って行けば東京ももっと下がるということを考えれば、市場化テストでもう一度見てみたいなという気がします。

○稲生主査　コメントが何かございますか。市場化テストをもう一回やるかどうかという話の前に、コストを例えばもう一度抜き出すとか抜き出さないとか、要するに、比較をちゃんとしていただいて。こちらの意見としては、総括管理業務がなければ本当に経費が下がっているのかという確証が持てない。あるいは横ばいでもいいのですけれども、そういう確証までは持てないというのが石田委員の御意見ですけれども、それについてコメントはどうでしょうか。

○池口課長補佐　御質問をいただきましたので、少し分析が足りないところがあるかと思えます。個別の業務の削減の可能性について、もう少し分析をさせていただける部分があるかと思えます。

○稲生主査　いずれにしても、入札のときには、全体をまとめた金額で出しているわけですね。ということは、この内訳はあくまでも後づけで先方から出してもらったという、こういうものになるわけですか。例えばさいたまの場合であれば、今、12の内訳の業務がありまして、この金額自体はあくまでも後から出したものですね。

○池口課長補佐　基本的に、札入れの際は合計額です。

○稲生主査　合計ですね。だから、どこまで分析できるのかという技術的な問題はあるので、余り無理なことはこちらでも申し上げられないのですけれども、今、分析可能という言葉がされていたので、もしかしたら、この内訳を更にもしということであれば、ちょっとチャレンジしていただくことをお願いしたいと思うのですけれども、我々としては、言い方は悪いですが、ある意味では総括管理業務を悪者にして、これがあったのだから増

えてしまっているけれども、実際には横ばいの状況でありますし、あるいは減少しているという、これは今の段階では結論づけるのは厳しい。つまり、このまま終了プロセスということで、さいたま・千葉をお認めするのは厳しいかなという、こういう感触を我々は今持っているのですね。

○池口課長補佐 わかりました。

分析と言いましても、各事業者にヒアリングをしたり、お話を聴いたりという中で、どこまで分析ができるかというところになろうかと思えますけれども、御指摘をいただきましたので、少しお話を聴いてみたいと思います。

○小松専門委員 ごく単純に、施設の総延べ床面積はすぐわかると思うのですが、総額で割って、平米当たりの費用の違いがどのくらいかというのを見るだけでも、千葉とさいたま、あるいは東京が全部同レベルということが言えれば、それはそれでいいかなと思うのですが、その辺の分析を常におやりになっているほうがいろいろ皆さんのためになるような気がしますので、ちょっとさっき申し上げたことを御検討いただければと思います。

○池口課長補佐 承知いたしました。

○小松専門委員 ちょっと気になっているのが、もともと東京には業者はいっぱいいると思うのですが、地方都市になれば、実際に現場でやる業者はそう多くはないと思うのですね。これまでだと個別契約で、地元のそういう人たちと契約をしていたから、中間の経費がないというか、直接の取引で済んだわけですが、今回、中間に会社が入って来たせいで、実質的にはやっている人たちは変わらないけれども、間に会社が入った分だけ費用が上乘せになっているのではないかと私はちょっと思ったのですが、その辺の競争性とか、契約を一本化することによる発注者側としての事務負担が減ったのは、これは多分事実だと思うのですが、その分の費用が逆に言うと上乘せになっているのではないかと想像はしていたのですが、その辺は何か御見解ございますか。

○池口課長補佐 恐らくまとめが広範囲になればなるほど、やはり自社だけでは対応できないというところで再委託というような話も当然出て来ようと思います。それで、コストが少しかかってくる部分もあろうかと思えますけれども、一括して業務を処理するということでのコスト削減効果もあろうかと思えますので、そこでの見合いがどれほど全体のコストで削減を図っていくかというふうには考えているということでございます。

○小松専門委員 ちょっと確認だけで結構だと思いますけれども、実際に従前の契約していた、中間の委託先ではなくて、現場でやっている人たちが、このシステムを入れてから変わったのかどうかというのはちょっと確認されたほうがいいと思います。というのは、ルートが違って、結局同じ人に発注されているだけだったら、やはり経費は下がりようがないと思うのですね。だから、もしそういうことが常態としてあるとすれば、逆に、こういうことをしないほうが経費としては助かるということも考え得るので、何でもかんでもまとめればいいというものでもないような気もしているのです、ちょっと御確認だけいただ

ければなと思います。

○池口課長補佐 わかりました。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（東京・千葉・さいたま）」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局とも確認をとりたいのですけれども、まず委員の皆様を確認ですが、東京法務局の資料4、資料Dに関しては、この終了プロセスで、これはよろしいですね。

○小松専門委員 はい。

○石田専門委員 はい。

○稲生主査 それから、資料5、資料6、資料E、資料Fについては、さいたま・千葉に関しては、もう一段分析をお願いしたいという形にして、結論は一応保留ということでしょうか。

事務局よろしいでしょうか。

○事務局 わかりました。

○稲生主査 では、その結果を踏まえて、もう一度ここで小委員会をやりませんか。

○小松専門委員 主査にお任せします。

○稲生主査 よろしいですか。

では、一応メール等で先生方にも資料を見ていただきまして、また、対応をちょっと検討しましょうか。

○小松専門委員 はい。

○稲生主査 そういう意味で、結論を含めて、今はちょっと持ち越しという形になりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

ですので、事務局からの監理委員会への報告はちょっとお待ちいただくというか、調整が済んでからということをお願いをしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

（法務省退室・（独）経済産業研究所入室）

○稲生主査 続きまして、「経済産業研究所データベース業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、独立行政法人経済産業研究所研究グループ大野研究調整副ディレクター（管理担当）より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でよろしくお願いをいたします。

○大野研究調整副ディレクター 経済産業研究所の大野と申します。私から、資料に基づきまして、概要を御説明させていただきます。

まず、本事業の概要ですが、大きく2つございます。1つが、弊所の研究プロジェクトの中で作成して公開しております「日本の産業生産性データベース（JIP）」でございます。

そのJIPの基礎資料を収集し、入力を行う業務が1つ目となります。また、もう一つが、同じくWebで公開しているものとして、RIETI-TIDと呼ばれている貿易に関するデータがございます。この貿易に関するデータを国連が作成しているComtradeのデータをもとに二次加工統計として作成し、ホームページで公開する事業がもう一つとなっております。

本事業の契約期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間となっております。

受託事業者は、株式会社価値総合研究所でございまして、契約金額が、2年間税抜きで18,400,000円となっております。

資料1ページの一番下に書かれております「受託事業者決定の経緯」についてですが、弊所で作成している入札実施要項に基づき公告しましたところ、入札参加者は、26年度は1者でございました。この1者の企画について審査した結果、評価基準を満たしてございました。入札価格については、平成26年1月21日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、こちらの者を落札者といたしました。

なお、入札説明会には4者御参加いただきましたが、実際に入札参加いただけたのは1者となっております。

Ⅱの「確保される質の達成状況、業務の実施状況及び評価」についてでございます。

評価ポイントは5つございます。

まず1つ目が「JIP基礎資料及びRIETI-TIDの基礎となる統計データを誤りなく入手すること」でございます。こちらについては、JIPについては、取得不可能なデータがあった場合には、事前に連絡もございましたし、JIP、TIDともにスムーズな対応がなされ、満足する結果を得たと考えております。

2つ目のポイントが、JIP基礎資料をRIETIが指示する方法に従って適切に入力することでございます。こちらについても、誤りなく実施されたと考えております。

3ページに記載しておりますが、3つ目のポイントとして、RIETI-TIDの基礎となる統計データをRIETIが指示する方法に従って加工し、データベース化し、それを公開するとともに、データベースのサーバーを適切に管理することでございます。こちらについても、データベースは、国別、地域ごとにきちんと加工されてございましたし、データの検索ツールの作成、また、データベースの公開・管理・運用、いずれもトラブルの報告もなく、適正に運用されたと考えております。

4つ目のポイントとして、納品後、契約期間内に誤りが確認された場合、全てのデータを再検証した上で、誤りを修正し、再度、納品することとしておりますが、こちらについては、そもそも誤り等はなく、きちんとしたものが最初から納品されておりましたので、問題はございませんでした。

5番目のポイントとして、当研究所が定めたスケジュールを厳守することとなっております。納品のスケジュールとしては、JIPについては平成26年8月20日、10月30日、27年3月5日とございます。また、RIETI-TIDについては、27年3月5日を納品期限としておりま

したが、こちらについてもスケジュールどおりに納品実施が行われており、評価できる結果であったと考えております。

Ⅲ番の「実施経費の状況及び評価」についてでございます。

官民競争入札以前の平成20年度の従来経費と、1期、2期、3期の契約期間合計額、年度別支払額の比較を4ページの一番下に記載しております。JIP、RIETI-TIDの両業務を実施しているのは赤字で示している年度になりますが、この年度について実施経費を比較すると、平成20年度の1,260万円余りに対し、22年度が1,080万円余りで、このときの削減率が20年度に比較して14%、また、24年度、25年度については、818万円ということで削減率が35%と、大きく削減をしてきております。平成26年度については、1,019万円と上がっているのですが、こちらはRIETI-TIDの対象国を14か国追加したためです。具体的には、従来、59か国でしたのを14か国追加して73か国としたのですが、これによって、データベース構築の経費が上乘せされたためでございます。ただ、過去にも平成19年度に対象国を7か国追加したことがございますが、その際には、400万円余りの増額があったのに対し、今回の増加は200万円余りということで、この程度の金額の増加で済んだことも、データベース構築の経費が大幅に削減された成果の1つであると考えております。また、対象国を追加した翌年(今年度)27年の実施経費としては820万円となっております。14か国増加によって、データ取得やデータ検証、加工作業等の作業工数が増えたにもかかわらず、23,000円余りの増額にとどまっていることも、経費削減の効果の1つであると考えております。

競争状況については、今期事業の入札に際し、新規参入を促すため、落札した場合には、現行システム情報の詳細を提供する旨を説明会で説明すること、公示期間を長く設定することの2点を実施したものの、結果的には1者応札となりました。これは本事業の業務の性質が請負に近いことにあわせ、応札者がデータ提供装置を所有していない場合には、導入するための初期投資が必要であることから、過去に当該事業の受注実績がある業者に費用面で有利であり、競合しても落札の可能性が低いと判断した業者がいたためであったと理解しております。

Vの「民間業者からの改善提案による改善実施事項等」については、今期は、落札者である価値総合研究所から、JIP基礎資料収集、入力及びRIETI-TID作成の各工程において、複数名で入力等に誤りがないか確認を行うとの提案がなされ、実施されてまいりました。これにより納品物の過誤はなく、一層精度の高いものが納品されたものと考えております。

6ページに記載している「評価のまとめ」でございます。本事業は3期目の事業であります。事業全般を通して、以下のとおりであると考えております。

まず、実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等を行った実績はございませんでした。

また、RIETIの体制としては、監事や外部有識者で構成された契約監視委員会という契約の点検・見直し等を行う委員会が既に設置されておまして、その枠組みの中で実施状況報告等、チェックを受ける体制が整っていると考えております。

競争状況に関しては、1期目は入札説明会参加者が13者であったのに対し、応札者が3者でした。2期目は説明会参加者が6者に対し応札者が2者であったのですが、3期目となる今期は、新規参入を促し、競争性を担保するために、落札者に対してシステム情報を可能な限り提供することや、従来の公告期間よりも長く設定することで、業者の参加検討準備期間に余裕を持たせることなどの工夫をしたにもかかわらず、説明会参加者4者に対し、応札者は1者にとどまりました。応札者が1者になった要因としては、落札者が自ら所有し、直接または間接に管理するデータ提供装置の利用を要件としていたことが業者にとって障壁となっていたと考えられることから、今後は、外部のクラウドサービス業者のデータ提供装置を利用することを認めることによって新規参入を増やす努力をしていきたいと考えております。

次に、対象公共サービスの確保されるべき質について、全ての目標を達成していたと考えております。

また、経費の削減率は、25年度において20年度比35%でありましたし、26年度は対象国の追加によって経費が上乘せされましたが、それでも以前の対象国追加時の上乘せ額を大幅に下回るものであったことに加えまして、27年度の増額も23,000円程度と20年度に比較すれば、引き続き、35%の削減を維持しているので、経費削減の効果は大きかったものと考えております。

「今後の事業」ですが、本事業については、市場化テストを終了する基準を満たしていると考えております。大幅な経費削減等、良好な実施結果を得られております。また今期の入札は、新規参入を増やすための方策を講じたものの、結果として、1者にとどまりましたが、上述のとおり、クラウドサービス業者のデータ提供装置利用を認める等、更なる改善策を講じることとしております。従って今後の事業に当たっては、市場化テストを終了し、当研究所の責任において行うこととしたいと思っております。なお市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続、及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基づき、当研究所自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしていきたいと考えております。

駆け足になってしまって申しわけございませんが、説明は以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。

説明は5分程度で簡単にお願いします。

○事務局 資料Gに基づいて御説明をいたします。

2ページ目をごらんください。評価について御説明いたします。

対象公共サービスの質の確保については、いずれも目標を達成しておりまして、サービスの質は設定どおり確保されております。

続いて、3ページの（2）の民間業者からの改善提案の実施事項ですが、複数名で入力

等誤りがないか確認を行うという提案がなされまして、良好に業務が実施されております。

次に、3の「実施経費についての評価」ですが、平成20年度市場化テスト実施前の経費と比べまして、各年度削減されております。24年度、25年度、27年度は35%削減されておりまして、26年度は19%ということになっております。先ほども御説明がありましたとおり、26年度に関しては、RIETI-TIDの対象国を増やしたということで、データベース構築の経費が上乘せされたことが要因でございます。この業務量の増加を考慮しても、実質的には経費削減効果はあったと評価できると考えております。

次に、「評価のまとめ」として、サービスの質の確保と実施経費については、いずれも目標を達成したと評価できると考えております。

入札については、1期目は応札者が3者、2期目は応札者が2者となっており、競争性が確保できておりましたが、3期目となる今期の入札では、新規参入を促すための対策を2点行いましたけれども、入札説明会の参加者は4者であったにもかかわらず、応札者は1者となってしまいました。

その要因として、落札者が自ら所有する直接または間接に管理するデータ提供装置（コンピュータ）の利用を要件としていたことが考えられますので、今後は、外部の広く一般的にデータ提供を貸与できるクラウドサービス業者により、その利用を認めることにより、新規参入を促すこととされております。

最後に、4ページにまいりまして、「今後の方針」ですが、本事業の市場化テストは、前回の事業評価の際に、新プロセスに移行するとされておりました、今期が3期目でございます。事業全体を通して、実施状況については、全体的に良好でございます。先ほど、1者応札という件がございましたが、競争性についても、過去の入札において複数の応札者がありまして、今期の1者応札を踏まえた対応も検討されてございます。

以上のことから、今期をもちまして、市場化テストは終了することが適当であると考えております。

説明は以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

○小松専門委員 1者応札の件で、コンピュータを持ってないからというのは、これは説明会参加の業者か何かに確認をされたのでしょうか。

○大野研究調整副ディレクター 入札が終わった後、説明会に参加した業者にお話を聴いて、そういう回答をいただいております。

○小松専門委員 今どきだと、コンピュータはそんなに高いものではないので、サーバーを持っているのは当たり前ではないかと思うのですけれども、むしろ、私はソフトウェアのほうかなと思っていたのです。というのは、プログラムのもとはどこでおつくりになっ

たかはわかりませんが、使っているうちに、資料を拝見していると、検索ツールをつくれとか何かいろいろ対応しろとか書いてありますので、業者が恐らく途中で幾つかプログラミングをやっているのだと思うのですね。それを全て公開するという御説明なのか、逆に言うと、そのソフトウェアがどこまで公開されて、別の業者になったときにそっちへ渡なのかというところがむしろ私は気になっていて、これを全部公開しろとなると、著作権の問題が発生しますね。そうすると、著作権の絡むところは公開しないと言われてしまうと、今度、次の人はそこを全部開発し直さないといけませんね。そうすると、その部分の費用はばかにならないわけだから、結局、こういうものはずっとやっている業者が強くなるのは当たり前なのです。ほかから参入しようと思うと、そのことが障壁になってしまって、もうどうしようもないねというのが一般的な理解だろうと思うのですね。

だから、そこが考慮されてないと、例えばクラウドでもいいですよと言ったところで、あんまり応札者は増えないのではないのかなというような懸念をちょっと持っていたものですから、その辺はいかがかなということです。

○金子計算分析・データ専門職 先生の御指摘はごもっともかと思っております、確かにプログラミングという観点では全てのものを公表というか、次の人に引き渡すのはなかなか著作権の問題があるかと考えています。我々が説明会等で説明した内容としては、可能な範囲内というのが1つあるかと思えます。可能な範囲内といえますと、プログラムは前業者からも我々に引き渡し、公開する契約になっております。が、著作権の関係から全てのものとはいきませんがある一定量、例えば検索システムとか、データを加工するところについては、公開しますと伝えてあります。

○小松専門委員 ただ、そのソースコードまで公開するかという話があって、実行可能プログラムは渡しますけれども、中身はうちのノウハウだからと言われてしまうと、今度何かエラーがあったときに、つくったほうはわかっていますから簡単なのですよ。だけど、プログラムのソースコードをもし渡されないとすると、やる側はもうどうしようもないのですね。作り直すしかないのですよ。そうすると、そのリスクが物すごく大きいわけだから、やはりやれないということになりますね。その分の費用を見込まなければいけない。だけど、やっている側はそこは全部わかっているから、費用は要らないわけですね。そうすると、圧倒的に有利になるのはもう目に見えているのですね。今までやってきた業者が、これから参入してくる業者に比べれば、リスクは物すごく少ないわけだから。ソフトウェアでこういう委託をするという仕事そのものが、そういう構造になってしまっているのですね。だから、一遍仕事を取ってしまうと、もうあとは離さない。だから、場合によっては、1円入札なんて一時期はやりましたけれども、あれは取ってしまえば、もうずっと未来永劫仕事があるという読みがあるからああいうことをするのですけれども、それと似たような構造にもしかしたらなっているのではないかなとちょっと懸念をするのですね。

とすれば、どういうことを言ったところで、その1者応札は崩れないのではないかな。業者間でも、それは有利・不利はわかっていますから、一応説明会には来るかもしれないけ

れども、まあ無理だねと思うほうが普通ではないかなと僕は思ったりするのですけれども、その状況でもうやむを得ないと思ってしまうのであれば、実際やむを得ない状況になるだろうと思うのですけれども、それはもうしょうがないということでそれで行くということでいいのかもしれないのですけれども、ちょっとその辺が気になっているだけです。私個人は、別にそれが悪いこととは思わないのですけれども、おっしゃっていることで本当にその説明がつくのかなというところが少し引っかかるなというだけのことです。

○金子計算分析・データ専門職 非常に貴重なアドバイスをありがとうございました。

我々も先生の御意見を踏まえて、次の入札に合わせて、ソースコードとか、現在落札している会社とどこまで出せるかというところを検討させていただきたいと思っております。その結果、おっしゃるとおり、データ提供機材を所有する者の条件の解除にプラス、著作権を勘案したソースコードの開示がより応札の枠を広げる相乗効果を生み、1者応札という現象解決が計れると考えられますので検討させていただきたく存じます。○小松専門委員 新規開発で出してしまうと、今度は平等になるのですね。

○稲生主査 石村先生いかがですか。

○石村専門委員 今のお話ですと、この文面から読むと、基本的には、一般的なデータベースの標準的なひな型に沿ったもので、業者としては、データベースに収集したデータを入力していくということで、そんな複雑なものなのかなというようにも、私は逆に受けたのです。

なぜコンピュータのシステムを持たないといけないと言われるとちょっと困るかということ、震災の関係、昨日なども地震で大きく揺れましたね。普通、一般的にこういうデータベースの作業を受けるに当たっては、距離や何かがあったりとか、あるいは金融機関などは、さいたまや何かちょっと有名なところがあるのですけれども、そこにデータベースや何かを持つとかそういう形で、自分のところで持つのはかなりのコストがかかる。例えば災害とか耐震とかそういうので複数箇所を持たないといけないということを普通は要求されるのですね。だから、なかなかどうしたものかなと業者や何かはたじろいでしまう。そのためにクラウドサービスや何かを受けられる形になると、それこそ100分の1の金額で受けることができることになるというように私は逆にとらえたのです。

もしそうだとすると、1つ問題があって、よく言われるように、会計監査上もよく問題になるのですけれども、どこの国の法律が適用されるのかとか、その管理状況などはどうなのかとかいう話がどうしても出てきて、最低限のレベルをちゃんと保持してくれる、例えば大手の通信電話会社の子会社の何データとかそういうところだと安心だけれども、もともとの創業者が逮捕されてしまうようなところだと、それはちょっと困るねとか。だから、その辺の基準などもちゃんとしっかりした上で認めないと、いざというときに、ちょっと確認させてもらいたいのですけれどもと言うと、意外にサーバーの管理会社はなかなか協力してくれないのですよ。会計監査などもそれがちょっと壁になったりとかして、説得するのが大変だったりとかするので、一番最初の基準の部分、もし利用するのだったら、

この基準は最低限満たさないとだめなのですよというのをやっておかないと、結構大変な問題になってくると思うので、もし認めるのだったら、その基準もしっかりさせておいてもらいたいと思います。

○金子計算分析・データ専門職 わかりました。ありがとうございました。

我々も、今まではコンピュータの所有者が入札という条件であったのですが、提供データは、UN Comtradeという全世界に一般公開されたデータでありますのでクラウドサービスを導入して、応札者を増やすことを考えています。さらに、ご指摘のとおり、震災などの面にも平常運転できることなどを考慮すると、RIETIとしてはクラウドサービスもよいのではないかと考えております。

他方、一般公開されたデータを加工・提供するにしてもクラウドサービスがセキュリティを確保できることが最重点と考えていますので、RIETIとしては、国内にサーバーを所有している者を第1番目と考えております。それから、セキュリティレベルも一定水準確保されたクラウド業者を選定することを検討しています。業者選定は、応札者にセキュリティ対策や国内にサーバーを所有しているなどの書類を提出させ、落札者を決めるときに提出書類を審査して判断、落札者を決定していく方法を検討する必要があると考えております。

○小松専門委員 今の議論を伺っていて、いろいろな業務がごちゃごちゃになっているような気がしているのです。というのは、まずデータ入力ということだけ考えると、これはオペレーターがいて、データを読んでキー操作すれば済む話なのです。これは別に誰でもできると言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、コンピュータを多少触れる人だったら、キーボードを操作できる人だったらできる。この業務は恐らくコンピュータの専門的知識はなくて可能なのです。

だけど、ここで言っているのは、そこに検索システムをつくり込みなさいというデータベース本体を、プログラムそのものをいじりなさいという業務が入っていますね。これはデータベース開発の話なので、これはまた専門家が違うのです。システムエンジニアとかそういう人たちがやるべき仕事で、ソフトウェア会社がやる。これは必ずしもサーバーを持っている必要はない。自分たちが使うためのサーバーはもちろん持っているはずですが、データを預かる話とは関係ないのです。データを預かる話は、それこそNTTデータとかクラウド会社とかそういう専門の会社がまたあって、そういうところと契約して預かってもらうという業務があるわけです。それを全部一緒にまとめて発注しようとする、これはやれるところが減るのは当たり前なのです。自分のところでシステムをつかって、サーバーを持っているところしか、多分これは応札できなくなります。だから、本来ならば、これは業務分離してそれぞれ発注をかけるほうが本来だろうと思うので、私は余り専門ではないので間違っているかもしれないのですが、ちょっと専門家に相談されて、業務の発注の仕方が正しいかどうかというのを確認されたほうがいいのではないのですかね。そうでないと、多分、1者応札は止まらないような気がします。

○大野研究調整副ディレクター おっしゃるとおり、業務の質もRIETI-TIDとJIPでは異なるところもありますので、業務の分離も含めて、所内でよく相談して進めていきたいと思
います。ありがとうございます。

○稲生主査 我々は、質の評価とか、あるいは価格が下がったとか、そういう効果は認め
ておりますので、それを前提に、今期をもって市場化テストを終了だということで妥当だ
と考えております。その上で、次回以降、専門家の立場から皆さんからアドバイスをいた
だいておりますので、今後の発注の仕方ですね。パッケージがいいのか、場合によっては
サーバー業務といいますか、この部分を分離すればいいのか等々こういったこと。それか
ら、安全性の問題とか、様々なことを御考慮いただいて、引き続き御努力いただきたいと
考えてございますので、よろしく願いをしたいと思ます。

それでは、時間となりましたので「経済産業研究所データベース業務」の事業の評価(案)
等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理
委員会に御報告いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

((独) 経済産業研究所退室)